

工事関係者以外

立入禁止

特定化学物質 作業主任者の職務

- ① 作業に従事する労働者が特定化学物質により汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- ② 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置その他労働者が健康被害を受けることを予防するための装置を一月を越えない期間ごとに点検すること。
- ③ 保護具の使用状況を監視すること。

作業主任者 氏 名	
--------------	--

3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン【MOCA】



ウレタン防水工事用

応急措置	保護具	取扱い上の注意事項	人体に及ぼす作用
◎目にはいった場合 流水で十分に洗い、 眼科医の診療を受ける。 ◎皮膚についた場合 直ちにウエス等で拭取り、 石鹼を用いて水洗する。	◎保護眼鏡を使用する。 ◎長袖長ズボンの作業服、作業靴、 不浸透性保護手袋（ゴム手袋） などを使用する。	◎容器は密閉して保管する。	◎動物実験では発がん性があると されている。 ◎人体に対しては芳香族アミンの 一般毒性を示し、経皮吸収の 可能性が指摘されている。